



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

「福祉だより信州」は共同募金の
配分金で発行されています。



第790号
令和3年10月25日発行
(毎月25日発行)

福祉だより 信州



社会福祉 **HERO'S** vol.16

詳しくは巻末をご覧ください。



特集

『身寄り』問題に取り組む
～地域の中で進める権利擁護支援～

No.

790

2021 11月号



「ともに創る」を实践する

実践目標 ⑤ ライフステージに沿った総合的な権利擁護体制づくり

みんなで
取り組む
地域共生・信州
進め！信州ふっころプラン

『身寄り』問題に取り組む

～地域の中で進める権利擁護支援～



箕輪町社協主催の「おひとりさま検討部会」。町の福祉課、弁護士、保護司、行政相談員、医療関係者、施設・福祉サービス提供事業者など有志が集まり、「身寄り」問題の勉強会を開催。『身寄り』なき時代の地域ガイドラインづくりを目指しています。10月の勉強会では、「身寄り」のない方の最期や埋葬について、町としての死後対応の状況、町内にある葬儀会社への聞き取り調査の報告等がされました。

『身寄り』問題とはなにか

けがや病気をしたとき、障がいを負ったとき、介護が必要になったとき、人生において自分のことを自分ですることができなくなるとき、私たちのまわりでは「家族による支援」があたり前とされ、「連帯保証人」や「身元引受人」が必要とされてきました。

しかし、いわゆる『身寄り』がなく社会的に孤立している人たちは、居住・医療・介護といったいのちと暮らしにかかわる重要な場面で、家族による支援が受けられず排除されてしまうことがあります。『身寄り』がないことで本人の権利が守られないなど、様々な社会課題が浮き彫りになってきています。

例えば、『身寄り』のない方がアパートなどに入居するときや、病院や施設へ入院・入所するとき、保証人がいないからといって受け入れ側がためらってしまうといったことなどです。そうしたことがなくなるよう、その人の権利がしっかりと守られる地域を作っていくことを考えていかなければなりません。

地域における権利擁護支援の課題

核家族化した世代の高齢化や地縁血縁の希薄化の中、高齢者の増加に反比例し人口は減少に転じ始め、家族や親

族に頼ることができない方が増えています。

『身寄り』問題は『身寄り』のない個人の問題ではなく、『身寄り』のない人を平等に扱い包摂することができない社会の側の問題です。

今後、『身寄り』のない方がますます増加することが予測されることから、住宅入居、施設入所や医療同意、金銭管理、死後事務など、様々な職種や機関の参加を得て、地域ごとにこうした課題に立ち向かうことが求められます。

『身寄り』なき時代の地域ガイドラインづくりプロジェクトを進めています

長野県社協では今年度、『身寄り』問題の解決に向けて、長野県あんしん未来創造プロジェクトの一つとして『身寄り』なき時代の地域ガイドラインづくりプロジェクトを展開しています。

『身寄り』の問題に関する取組を進めていくためには、地域の様々な関係者が同じテーブルで議論、協議しながら、それぞれの役割について合意形成を図ることが必要です。

そのために地域でガイドラインづくりに取り組み、この過程を通じて『身寄り』のない人の権利擁護支援を理解し、『身寄り』なき時代、一人ひとりの尊厳が尊重される地域社会の実現を目指します。



＊令和2年度総合的な権利擁護推進セミナー「身寄りなき時代 家族機能に代わる社会保証のあり方を考える」(令和2年12月開催)

おひとりさまの抱える問題を関係者で共有 「地域ガイドラインづくり」に向けた取組 箕輪町社会福祉協議会 おひとりさま検討部会

おひとりさま検討部会の発足

箕輪町社協では、地域の『身寄り』問題を考えようと、行政、弁護士、民間の福祉サービス事業者等に声をかけをし、『身寄り』なき時代の地域ガイドラインづくりに向けて勉強会を重ねています。

勉強会は、箕輪町あんしん未来創造事業である総合相談実務者連絡会の「おひとりさま検討部会」として本年5月から始まりました。これまでに4回開催し、『身寄り』のない方の課題について資料の読み合わせ、現状把握、金銭管理についての事例検討などを行っています。

コロナ禍で急務となった おひとりさまが抱える課題整理

「おひとりさま検討部会」を立ち上げた箕輪町社協の西澤智美さんは、昨年開催された総合的な権利擁護推進セミナー（県社協主催）にも参加し、『身寄り』のない方の



地域福祉コーディネーターの西澤智美さん(左)と早川恭世さん(右)。「何事も知ることから始まります」と西澤さんたちは、その人に会って話し、その場に行ってみることを大事にしています。

抱える課題整理とガイドラインづくりの必要性を感じていました。

社協とも長年関わりのある有料老人ホーム経営者の中嶋一郎さんや、訪問サービス等の事業者の岡勇介さんらから『身寄り』問題の事例検討をしたいという申し出もあり、民間事業者やケアマネジャーを含めた担当者レベルの勉強会を開催することにしました。

具体的な事例から学ぶ

『身寄り』のない方をホームに何人も受け入れてきた中嶋さんは、「喫緊の課題として『身寄り』のない方が亡くなったとき

の具体的な手続きや対応を知る必要がありました」と話します。

「例えば、遺体の安置や移送、葬儀の有無など、法的なことも含めて誰がどこまででき、何をしなければいけないのか、それぞれの点と点がわかれば、支援も線としてつながることができます。法律や医療など異分野の情報を共有



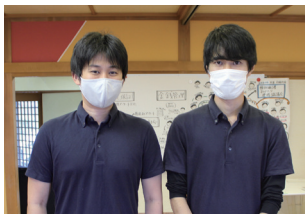
中嶋一郎さん

分野の情報を共有できることはありがたいです。また、特に認知症の方に對しては共通の意

思確認シートなどがあれば大変役立つと考えています」

身元保証や死後事務代行なども行っている岡さんは、「具体的な事例を参考にし、『身寄り』のない方への支援サービスを適切にできるようにしたい」と考えていました。

「おひとりさまと言っても一括りにはできず、在宅と施設でも情報が違います。その人によって支援はそれぞれなので、事例検討が必要



岡勇介さん(左)と弟の岡涼太郎さん(右)は行政書士。

でした。支援者間の横のつながりがあれば、自分のところでは解決できない課題も他の支援者につなぐことができます。断らない関係性ができ、勉強会を始めた意味は大きいと思います」

『身寄り』があっても、なくても その人を支援できる地域に

『身寄り』のないことがその人の困りごとでなければ、問題はない、と西澤さんは捉えています。おひとりさま検討部会の取組は、支援を必要とする人がたまたま『身寄り』のないだけであって、アイテムがないと対応に困るので、それらを集めるためにみんなで協働するイメージだと言えます。

『身寄り』のないことは誰にでもありうるスタンダードですから、『身寄り』がなくともその人がきちんと生活でき、満足して人生の最期を迎えることができればそれで良いと思っています。一人にしっかりと向き合っていくことで、周りの人を巻き込み、誰もが暮らしやすい地域づくりにつなげていきたいです」

町の地域包括支援センターが6月に立ち上げた箕輪町権利擁護ネットワーク連絡協議会においても『身寄り』問題について検討していきます。



今後は総合相談実務者連絡会とも協議・連携し、町全体で『身寄り』なき時代の地域ガイドラインづくりを本格的に進めていく予定です。

＊総合相談実務者連絡会は、初期相談の窓口となる専門職の「顔の見える横のつながり」を促進し「話す機会」を作ることを目的に平成30年に結成。人権擁護委員、行政相談委員、司法書士、まいさば、民生児童委員、各課の係長、包括、弁護士、保護司など40人近くが参加。事例検討・情報交換・学習会などを年3回開催してきましたが、コロナ禍により昨年度は活動休止。今年度は小人数によるおひとりさま検討部会に取り組み、今年12月から全体会としての活動が再開されます。

長野県あんしん未来創造プロジェクト2021

「『身寄り』なき時代の

地域ガイドラインづくり」プロジェクト

プロジェクトの概要

【背景】

長野県社協では、日々、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいますが、家族や親族に頼ることができない方が増えており、いわゆる『身寄り』がないことで本人の権利が守られないなど様々な社会課題が浮き彫りになってきています。

【取組内容】

『身寄り』問題に関わっている方々の参画を得ながら、身寄りの問題について検討、協議を重ねながら、その改善を目指した「地域ガイドラインづくり」に取り組めます。

【ねらい】

『身寄り』があってもなくても安心して

『身寄り』のない人とは

家族・親族がおらず、または、いても交流がない、遠方にいる、関係性の問題等のため「家族による支援」が受けられない人を、いわゆる『身寄り』のない人と捉えます。



勉強会の開催

本プロジェクトのスタートとして、「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き」を作成した特定非営利活動法人つながる鹿兒島の芝田淳理事長を招き、プロジェクトに賛同する8地域の市町村社会福祉協議会や行政による「身寄りなき時代の地域ガイドラインづくり勉強会」を7月に開催しました。

て暮らせる地域づくりと、一人ひとりが尊厳のある暮らしを営める社会の実現を目指します。

●地域ガイドラインづくり取組例 《新潟県魚沼市》

魚沼市は、『身寄り』のない人の支援にかかわる支援者の勉強会において、ニーズの把握がなされることともに、ガイドライン策定を望む声が高まり、行政が設置する策定委員会における議論につながりました。その過程の中で、権利擁護や支援付意思決定の重要性が再認識されたり、介護と医療に関する情報を登録するデータ共有システムの活用といった独自の手法が開発されたりし、新たな福祉文化が醸成されました。

【課題認識】

「身寄り」問題における個別の課題

『身寄り』のない人にとっては、次のような解決すべき個別の課題が挙げられます。

① 居住に関する連帯保証

賃貸住宅への入居にあたって連帯保証人を確保できず困難が生じます。

② 入院・入所（病院・施設）に関する連帯保証

本来であれば連帯保証人等がいなくても入院・入所できるものとされていますが、実際には、ほとんどの病院や施設が連帯保証人等を求めているため、連帯保証人等を確保できず困難が生じます。

③ 医療に関する意思決定支援

医療現場においては、本人に医療に関する意思決定を行うための判断能力がないと判断された場合、慣行として、家族から医療同意を取っている場合が多くあります。この医療同意を取ることができず、適切な医療が提供できない状態に陥る等の問題が生じる可能性があります。

④ 金銭管理

認知症や障がいによって判断能力が不十分になったときなど、多くはその家族が本人の代わりに資産・金銭の管理を行いますが、管理を行ってくれるものがない、困難に陥ってしまう場合があります。

⑤ 死後事務

葬儀や埋葬、残置物の処理等といった死後の対応は、家族が不在の場合、その本人に関与している者が困難に陥ってしまうとともに、本人もその望む最期や弔われ方を実現することができなくなる場合があります。

⑥ 就労・就学

身元保証人や身元引受人を求められることが一般的であり、確保することができずに断念するケースが予想されます。

「身寄り」問題の解決に向けたポイント

●権利擁護としての「身寄り」問題

『身寄り』問題は、排除の問題であり、権利擁護の課題であることを前提に、行動を始める必要があります。

●「家族による支援」のとなえなおし

これまで家族が担うものとされてきた支援を社会や地域が適切に役割分担する仕組みづくりを進める必要があります。

●子ども・若者の「身寄り」問題

子ども・若者の「身寄り」問題は高齢者や障がい者の「身寄り」問題と課題の内容が異なるため専門的な視点が必要とされています。

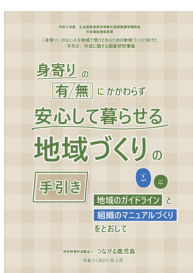
●「身寄り」問題と地域づくり

『身寄り』問題に取り組むこと自体がひとつの地域づくりであり、地域共生社会づくりの道程です。そのため、取り組むプロセスが重要です。

●「身寄り」問題に取り組む主体

『身寄り』問題の解決のためには、支援者、事業者だけでなく、当事者が三位一体となつて、それぞれの立場から『身寄り』問題に取り組む必要があります。

当事者については、終活や互助会、地域の支え合いの輪に参加することが考えられ、支援者はそれを促すことが求められます。



*参考・引用抜粋 「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業」及び「『身寄り』の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き～地域のガイドラインと組織のマニュアルづくりをとらえて～」（厚生労働省社会福祉推進事業） NPO 法人つながる鹿兒島 HP参照 <https://tsunagaruk.wixsite.com/tsunagaruk>

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和3年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類		基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術 入院中の手術	65,000円	
	保険金 外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円	
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷	×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)

ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJ20-12302 2020.12.28 作成)

令和3年度

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(SJ20-12299 2020.12.28 作成)

「生活困窮者支援推進セミナー・長野」を開催します。

生活困窮者自立支援法の施行から7年が経過しようとしています。

この間、生活困窮者支援の現場では生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、多くの生活困窮者に寄り添い、自立に向けた支援を続けてきました。特に新型コロナウイルスの影響で社会が大きく揺らぐなか、離職や減収した方に対して住居確保給付金による家賃支援や、就労支援等とおして生活の基盤を支えてきました。

一方で、ひきこもり者や若年女性、外国籍住民、累犯障がい者など、既存の制度だけでは十分な支援が行き届かない方々の存在も明らかになってきました。

「共生社会」が謳われるなか、これから先の10年を見据えてどのような地域社会を目指し、そのためにどのような実践に私たちは取り組んで行くべきなのか。法施行当時描いていた福祉社会が、いま実現されているのかを振り返るとともに、長野県における「あんしん未来」を創造していくために、皆さんと一緒に将来を描いていく機会にしたいと考えています。

生活困窮者支援 推進セミナー・長野

【日時】 令和4年 **2月14日** 月
13:00～16:00

【場所】 長野市若里市民文化ホール
(長野市若里3丁目22番2号)

■講演

これからの生活困窮者支援を見据えて

津田塾大学客員教授 村木 厚子 氏

■知事対談

長野県における生活困窮者支援の総括とこれからの
あんしん未来創造のために

■フロアセッション

コロナ禍を経て、新たに明らかになった生活課題について



阿部守一 長野県知事

対 象 生活困窮者支援に関心のある方 参加費 無料

定 員 200名様 (定員になり次第締め切ります)

申込み 申し込みフォームより令和4年1月17日(月)までにお申し込みください。

お申込みフォームURL ▶ <https://forms.gle/8BeLAAMjifweuc7J8>



◀ 詳細は県社協HPをご覧ください

<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2021/10/post-235.php>



QRコードでも
お申込みフォームへ
アクセスができます

【お問合せ】 長野県社協相談事業部あんしん創造グループ
TEL: 026-226-2035 / メール: ps-shinshu@nsyakyo.or.jp



あんしん未来を
創造する

県内の社会福祉協議会による地域公益活動 「長野県あんしん創造ねっと」の取組 Part2

「長野県あんしん創造ねっと」とは、県内の社協（市町村社協及び県社協）による地域公益活動の展開です。既存の制度では支援が届かない個別の生活課題に対応するため任意のメニューを開発し、各地域で取組んでいます。

前回8月号では、「入居保証・生活支援事業」及び「身元保証・就労支援事業」についてご紹介しました。今回は、次の事業を紹介します。

乳幼児支援品提供事業

乳幼児を抱えながら経済的に困窮していたり、社会から孤立の状況にある世帯の生活不安はとても大きいことが想像されます。どのような世帯に生まれた子どもであっても、その小さな命は健やかにはぐくまれ、また、育てていくことが社会的な使命でもあります。この事業ではミルクや離乳食、おやつなど乳幼児に限定した育児品を調達し、乳幼児のもとに届けます。



ある社協における利用事例

「夫が給料を自身のスマホ代や遊興費に使ってしまい、食費や光熱水費の支払い、子どものミルク購入代にも苦心しています」と、生まれたばかりの子どもを育てている女性からの相談を受けました。「家計協力を得ようと夫に掛け合ったものの聞く耳をもたない」と涙ながらに語ったその姿は今でも印象に残っています。そして本人と関係機関で話し合った結果、生活の一助として、この乳幼児支援品提供事業と社協の食糧支援を利用いただき、以降、様々な関係機関と密に連携しながら世帯の生活支援を行いました。

この事業を利用いただいたことをきっかけに、あんしんのツールとしての機能以上に、本人の不安に寄り添えたことも大切な成果だと思っています。



買い物同行支援事業

困窮状態の方や家計管理に不安のある方への支援として買い物に同行し、購入費の一部を補助（上限1万円）しながらお金の使い方をアドバイスします。必要に応じて家計改善支援事業につなぎます。



ある社協における利用事例

数年前に脚立から転落し長期の入院。その後、実家からのわずかな支援で生活している独居の男性。行政から社協につながり、食糧支援をするため訪問しましたが、誰とも話しをしていないため言葉に力もありませんでした。本人も「体力が落ち、働くことも不安」とつぶやかれたので、この事業を利用し、外出の機会をつくることにしました。

あえて同行を3回に分け、金額を決めて自由に買いものをしてもらうことで、金銭感覚や嗜好などを把握し、その上で夕飯の献立や食材を決めてレジに向かいながら、実家との関係や日中の過ごし方などを徐々に聞き取りすることができました。

買い物に出かけるために身なりや店員などとの会話に気を使うことも大事に考えたいと思います。



12月号では、「医療受診支援事業」と「地域住民との協働活動支援事業」を取り上げます。個の生活課題や不安を受け止め、それぞれの人の「生きづらさ」に寄り添い、社会保障や公的な支援やサービスだけでは解決できない地域生活課題に対応するため、住民や地域組織、専門職などの協力をいただきながら、一人ひとりの「あんしん」の創造に取り組んできた「あんしん創造ねっと」の取組みを引き続きご紹介します。

お問合せ

長野県あんしん創造ねっと事務局（長野県社会福祉協議会内）
TEL：026-226-2035 FAX：026-291-5180



支配人、リーダー、教育担当で研修内容を共有し、
一本化して、よりよい教育環境を整備しています



資格試験に取り組む職員のシフトの配慮も行うのも
今井さんの業務のひとつです

WEBでも
ご覧になれます



信州福祉事業所認証・評価制度制度
については「信州福祉・介護の
ひろば」HPをご覧ください。

安心して働きながら成長できる 環境で質の高いサービスを

ヒルデモア信州
白雲館HP



ヒルデモア信州白雲館(千曲市)

東

京海上日動ベターライフサービス(株)が
神奈川県を中心に展開する介護付有
料老人ホーム「ヒルデモア」。福祉の先進国であ
るデンマークをモデルに生まれ、「ヒルデモア信州
白雲館」は同社が長野県で運営する唯一の事
業所です。介護職のリーダーに就任して5
年目のケアスタッフ、今井裕さんを訪ねました。

大学で福祉を学び、行政や社会福祉法
人ではなく介護保険制度が施行される前
から介護事業に参入する同社への興味か
ら、2007年に入社した今井さん。現在
は介護職のリーダーとして、職員のメンタル
面にも配慮しながら利用者のケア業務を
行っています。

女性が多い職場なので、出産や育児、介
護などライフステージの変化に配慮した柔
軟なシフト調整も求められています。また、
フロア単位や職種の垣根を超え、事業所全
体で職員の連携を図ることで、よりよい介
護サービスの提供に努めています。

研修に力を入れていることも特徴で、本
社が神奈川県と遠方であることから、県社

協や地元の総合病院による外部研修も積
極的に活用。資格取得の費用負担など支
援体制も整えています。なかでも認知症を
もつ利用者の視点からその人らしい過ごし
方を提案するための観察法を実践・評価
する「※認知症ケアマッピング(DCM)認定
資格」の取得を推進し、働きながら個人の
スキルアップを後押ししています。

こうした教育面への注力が信州ふくに
んの認証取得につながったと話す今井さん。
「世の中には介護に関するネガティブな
話題もあるなか、認証が介護の品質の証と
なり、採用面でも働く職員にとっても安心
できる要素になることで、多くの人から選
ばれる施設をめざしています」と、今後の展
望と信州ふくにんの期待を語ってくれま
した。

※認知症ケアマッピング(Dementia Care Mapping、以下DCM)というは、認知症をもつ人々が過ごすグループホームなどの施設内で、彼らがどの程度よい状態がよくなる状態か、また、どのような行動をしているのかなどに焦点をあてて観察する評価方法です。

ざわめくアート

『白い紙に黒々と墨の痕跡が…』

それがおもしろい』

～墨遊びのアートワークショップの現場から



ある法人の児童発達支援センターで『墨遊び』のアートワーク
ショップが月に1回提供している。参加する子供たちは就学前の
主に発達障害のあるちっちゃな子供たち。みんなそれぞれの表現
を見せてくれる。すでに文字を知っている子、ボードに書かれた文
字を形としてとらえて、それをただどしどし書き写せる子、筆を手に
すると大きな紙いっぱいにぐりぐりぐると筆を走らせる子。一
人ひとり順番に向き合ってしゃべりかけながら、その子にあった文
字や、筆を用意する。どのように筆を運ぶかは本人任せだ。

うれしいのはこのアートワークをみんなが心待ちにしてくれていることだ。「僕の順番はまだか?」と
待っている。真っ白な大きな紙に結構太い筆をもって、筆を好きなように走らせる。そこに手を動かした
ままに、黒々とした墨の痕跡が現れる。単純だけれどもはっきりとしていて分かりやすく、気持ちの
いい場面なんだろう。『アートのハジマリ』という言葉が浮かぶ。

(ながのアートミーティング 取材)

●ご感想、お問合せ、
掲載希望等は下記へ
お寄せください。

長野県社会福祉協議会
総務企画部 企画グループ
TEL 026-228-4244
FAX 026-228-0130
E-mail kikaku@nsyakyo.or.jp

webでもご覧になれます

長野県
社会福祉協議会



福祉・
介護べり帖



長野県福祉研修
実施団体
きやりあねっと



信州福祉・
介護のひろば

